= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =



平成 23 年度第 1 号通 算 第 4 9 8 号平成 23 年 5 月 6 日

尼崎市役所総務局 人事管理室給与担当

特別休暇の改正等について

4月22日午後3時30分から午後5時まで、中央公民館小ホールにおいて、総合センターの合理 化、特別休暇の改正及び平成23年度の欠員状況に関する議題を中心として交渉を行った。

交渉に先立っての発言(総務局長)

平成 23 年度になってはじめての団体交渉を行うにあたりまして、私の方から一言ご挨拶申し上げます。

これまでも組合に対しましては、本市運営にあたっての様々な課題等について協議を行ってきたところです。昨年度は、プラン期間の後期2年間の給与削減をはじめ、合理化等の人件費の見直しなどについて、理解と協力をお願いしてきたところですが、昨年度のみならず、平成14年度から引き続く給与削減措置や、定数削減等の合理化のなか、行財政の建て直しを図るべく、必死に市政運営に取組まれている職員の奮闘ぶりは認識しているところです。

しかしながら、未曽有の被害をもたらした東北地方太平洋沖地震の発生により、被災地のみならず、日本そのものの先行きが不透明な状況となっています。同様に、本市財政再建の道筋について も、明るい兆しが見えない状況です。

このような困難な局面を打開するためには、今後も労使で緊密に協議を行っていかなければならないものと考えています。昨年度は交渉の進め方におきまして、説明が不十分であったがために、協議が難航するといった局面もございました。当局としても反省すべき点は反省し、丁寧な議論と協議を心がけていきたいと考えています。昨年度から引き続く課題も山積しておりますが、緊密な労使協議を通じて着実に解決を図っていくべきものと認識しておりますので、引き続きの協力をお願いしたいと考えております。

組合への提案

特別休暇の改正について(メモ)

別紙

具体的な交渉内容

1 総合センターの合理化について

課題の要旨

当局から、平成 23 年 4 月 1 日から実施している総合センター本館の夜間における館管理業務 委託について、協議を行った。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
平成 23 年 4 月 1 日より、総合センターにお	平成 23 年度からの総合センターの業務執行
ける夜間業務の委託とそれに伴う正規職員定数	体制は、再任用短時間勤務職員の活用という観
の見直しが行われているが、これについて、尼	点から、再任用労使協で協議すべき課題である
崎市職員労働組合に対する正式な提案がなされ	と認識していた。
ていない。このことについて抗議する。	ただ、委託化の拡大に伴い、勤務条件が変更
	されるという視点を考慮して、協議していきた
	いと考えている。
我々の本意としては、この委託をいったん凍	組合側の意図も理解したうえで、再度協議を
結したうえで、改めて労使交渉を行うことを求	行いたい。
めたいところであるが、委託先であるシルバー	
人材センターとは、既に平成 23 年度の委託契	
約が完了している状況であるため、この契約を	
凍結することは現実的ではないと考えている。	
そこで、この問題については、平成 24 年度	
向けの合理化項目として、今年の9月までに改	
めて提案することを求める。	

課題解決への方向性

総合センターの合理化について、引続き協議することを確認した。

2 特別休暇の変更提案について

課題の要旨

東日本大震災を契機として、国において、特別休暇の取得要件の改正が実施されたことに伴い、 本市においても特別休暇の改正を行う。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
他都市では、ボランティア休暇を 10 日に改	これまでも休暇制度については国準拠を基本
正する市もあるようだが、尼崎市でも国準拠で	としており、ボランティア休暇についても同様
はなく、独自の施策としてできないのか。	の判断を行ったものである。本市は、気仙沼市
	を中心に積極的に職員を派遣するなど、被災地
	の状況を充分に確認しながら、支援を継続して
	いくこととしている。
派遣期間は短期間のみならず、2~3 年の長	国の動向を見るなかで、必要に応じて対応し
期に渡ることも想定されるとのことであるが、	ていきたい。
それならばボランティア休暇の日数拡大につい	
ても、平成 23 年 12 月 31 日までではなく、も	
っと期間を延ばすことはできないのか。	
本人が被災した際の特別休暇については、ア	同様の制度として実施する考えである。
ルバイトについても同様となっているが、嘱託	なお、臨時的任用職員にはボランティア休暇
員も同様の改正を行う予定はあるのか。	の制度はない。
また、ボランティア休暇も嘱託員は同様とい	
うことか。	
東日本大震災にかかる人的支援について、市	本市の退職者に対しては、派遣要請があった
から、本市の退職者に対して依頼している件に	場合に応じることができるかどうかを確認する
ついては、どのような状況か。	文書を送付しており、その回答を頂いている状
	況である。また現在は、関西広域連合及び被災
	市の要請に基づき派遣を行っている状況である
	が、今後も具体的なニーズに合わせて、退職者
	派遣についても話を進めていきたいと考えてい
	ర 。
	なお、本市退職者に対する、現状の連絡につ
	いては、改めて行いたいと考えている。

現職の派遣も合わせて、今回の東日本大震災	これまでどおり、必要に応じて情報提供を行
に関する人的支援については、組合側へ随時情	っていく。
報提供をお願いしたい。	
また、派遣する職員に対する必要な予防注射	
などの措置についても、組合との協議を行って	
もらいたい。	
実際に派遣に行った際に「尼崎市からの派遣	防災対策課と協議して対応していきたい。
職員」ということが伝わらないために、被災者	
から不信感をもたれることがある。	
何か一目で分かるようなユニホームなどを用	
意してもらいたい。	
東日本大震災に際し、自治労に対して、被災	被災した自治体からの要請であるが、これは
した自治体より支援要請がなされている。	あくまでも自治労組合員として参加するボラン
当該要請に対して、組合として人的支援を行	ティア活動であり、公務での出張として取り扱
う予定であるが、これを公務出張として取り扱	うことはできない。
ってもらいたい。	
阪神7市人事協議会に対しても要請し協議を	阪神 7 市人事協議会への要請については認識
行っていると思うが、それについてはどう考え	している。それに対しては、各市それぞれで対
ているのか。	応していくものと考えるが、尼崎市としては、
我々が懸念しているのは、まだ余震が続くな	先程も申し上げたとおり、公務出張は認められ
かで、万が一の事故があった場合に公務災害が	ない。
適用されるかどうかである。	

課題解決への方向性

東日本大震災に対する支援体制のあり方については、労使で情報を共有していくことを確認した。

3 平成23年4月1日時点の欠員の状況について

課題の要旨

職員が職務を遂行するために必要な職員数は定数として定められているが、平成 23 年 4 月 1 日付けの人事異動により配置された職員の数が、定数に満たない職場が存在している。これらの欠員について、組合は当局に対し考え方を示すよう求めている。

主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
各総合センターは、1 所あたり 1 名の欠員が	夜間業務の委託化に伴い、フルタイムの定数
生じているのか。	がそれぞれ 1 名減となり、その代わりに 30 時
	間定数が1名増となっている。そのため、フル
	タイムは1名減っているが、欠員ではない。

福祉医療課の欠員については。 	課の体制を見直した結果、係員が1名欠員と
	なっている。これについては、来年度の前倒し
	採用によって対応できればと考えている。
保育所について、障害児保育担当の欠員の認	任期付職員を導入したが、入所児童数の増も
識はあるのか。	あり、配置規準に比して欠員となり、臨時的任
	用職員での対応となっている。
	その結果、障害児保育担当も正規職員で充分
	できていないと思っている。
保育所全体での欠員数は。	20 名程度であると聞いている。
保育所調理師については把握しているか。	現状を把握できていないので、また確認して
	おく。
保育所において、看護師の欠員も出ていると	0 歳児保育を実施している保育所に対して看
聞いているが。	護師を配置しているが、その配置が週3日の臨
	時的任用職員しか入っていない所があるのは認
	識している。
	早々に欠員を補充するための臨時的任用職員
	を採用できるよう努力している最中である。
保健師の欠員はどうなるのか。	保健師については 5 名の欠員である。6 月 1
	日付け採用に向けて事務を進めているが、5 月
	1 日付けで 2~3 人の前倒し採用ができるよう
	に事務を進めている。
現業職の欠員補充はいつ頃になるのか。6月	4 月 17 日に技能労務職員の採用 1 次試験を
1日採用はできないのか。	実施したが、受験者数は 254 人であった。この
	後、5 月中旬に 2 次試験を行ったうえで、合格
	者を決定し、7 月 1 日に採用する予定である。
	少しでも前倒しができるように努力はしてい
	ప 。
ごみ減量推進課の作業長は、1 名欠員となっ	ごみ減量推進課全体では、1 名の欠員が出て
ているのではないのか。	いる。
校務員の 1 名欠員については把握している	
מ'.	
	詳しい欠員数等はまた確認しておく。
として配置することについて、労使間での約束	め、暫定措置として理解してほしい。
が守られていない。	

課題解決への方向性

欠員の解消に向けて、採用の前倒しなどできる限りの対応を行いたいとした。

3 その他の交渉内容について

3 ての他の文沙内谷について	
主な質疑の内容	
組合の主張	当局の回答
係長昇任について、3級から係長への昇格者	役職者昇任試験に合格して主任になった職員
が多数いたが、主任のままの職員に対してはど	が、自動的に係長になれるという訳ではない。
う考えているのか。	
どの職員を係長にするかは、当局の権限であ	それは否定しないが、係長にもポストがあっ
るが、もう少し主任に対する配慮もあっていい	て、それに相応しい人材を配置しているという
のではないのか。	ことである。
今後はもう主任から係長に昇任する者はいな	そういう訳ではない。また、感情的な部分も
いのか。	理解できるし、職員のモチベーションの向上に
	向けた方策は検討していきたいと思っている。
ケースワーカーについてだが、新規採用者を	人事異動については、現在も本人の希望を考
配置した後、数年で異動させるのではなく、本	慮するようにしている。
人希望があれば、ケースワーカーとして残すと	
いったことは考えているのか。	
職場によっては、ベテランが抜けてその代わ	今後も考慮していく。
りに新人が配置されるというケースがあるが、	
それで職場が上手く機能しないところがある。	
人事配置は充分に考えたうえで行ってほしい。	
教育施設についてだが、今回の震災の関係	そういう声があることは聞いている。しっか
で、耐震化に係る業者が被災地へ派遣されるこ	り検討していきたい。
とで、本市の耐震化が滞ることがないように注	
意してほしい。	

以 上 (給与担当)

特別休暇の改正について(メモ)

H23.4.22

国においても制度改正が実施されたことを受け、特別休暇について以下のとおりとする。

1 職員本人が被災した際の特別休暇の対象拡大

改正後	改正前
地震、水害、火災その他の災害により、次	地震、水害、火災その他の災害により、職
のいずれかに該当する場合その他これらに準	員の住居が滅失し、又は損壊した場合におけ
ずる場合 その事実があった日から一週間	る当該住居の復旧作業等 その事実があった
ア 職員の住居が滅失し、又は損壊した場合	日から一週間
における当該住居の復旧作業等 <u>又は一時的</u>	
<u>に避難しているとき</u>	
イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する	
者の生活に必要な水、食料等が著しく不足	
<u>している場合で、当該職員以外にはそれら</u>	
の確保が行うことが出来ないとき	

なお、臨時的任用職員についても同様とする。

2 ボランティア休暇の付与日数

改正後	改正前
1 年度につき 5 日の範囲内 (東日本大震災関	1 年度につき 5 日の範囲内
連のボランティアは7日)	

なお、当該取扱いは、平成23年12月31日までの措置とする。

また、東日本大震災関連のボランティアとは、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村(東京都の市町村を除く)の区域内で、被災者を支援する活動を行うボランティアである。 適用法地域以外での被災者対応もボランティア休暇は認められるが、その場合は5日間とする。

3 実施日

平成23年5月9日(月)

4 諾否期限

平成 23 年 4 月 28 日 (木)

以上 (給与担当)